



平成25年8月20日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成25年6月8日から8月9日にかけて一連の気象現象としての梅雨前線及び暖湿気の流入並びに台風4号及び台風7号により東北、中国地方を中心に全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、8月15日に閣議決定され、本日（8月20日）公布・施行されました。

### I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

#### (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします（過去5ヶ年の補助率嵩上げ平均 84% → 93%）。

#### (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げします（一般災害 20% → 最高 90%）。

#### (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法24条2項～4項）

農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市（旧阿東町）及び萩市の区域を対象として、次の措置が適用されます。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法3条、4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします（過去5ヶ年の補助率嵩上げ平均 69% → 84%）。

#### (2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法24条1項、3項、4項）

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### III スケジュール

8月15日（木） 閣 議 決 定

8月20日（火） 公 布 ・ 施 行

## 平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による 激甚災害関係施設等の災害復旧事業費の査定見込額について

### **1 農 地 等**

※8月14日時点

#### <本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額

**131.7 億円**

うち 岩手県内の査定見込額	<b>14.2億円</b>
山形県内の査定見込額	<b>16.4億円</b>
新潟県内の査定見込額	<b>15.3億円</b>
島根県内の査定見込額	<b>15.2億円</b>
山口県内の査定見込額	<b>18.8億円</b>

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額**42.8億円以上**かつ

- ① ある都道府県内の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の**4%を超える** 又は
- ② ある都道府県内の査定見込額が**10億円を超える**

### **2 公共土木施設等**

※8月14日時点

#### <局激>

市町村名	査定見込額	早期局激 <sup>※</sup> 基準額
山形県西川町	6.6億円	6.2億円（局激基準（イ）×2) 5.0億円（局激基準（ロ）×2)
島根県津和野町	6.6億円	5.0億円（局激基準（ロ）×2)
山口県山口市（旧阿東町）	18.1億円	6.1億円（局激基準（イ）×2) 5.0億円（局激基準（ロ）×2)
山口県萩市	54.4億円	50.9億円（局激基準（イ）×2) 20.4億円（局激基準（ハ）×2)

※ 査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害（基準の2倍超）については、災害の都度指定（いわゆる早期局激）。

(参考：局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害（但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件）

(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50%  
(査定事業費が1,000万円未満のものを除く)

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20%

(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 標準税収入 × 20% +  $\left( \frac{\text{当該市町村の標準税収入} - 50\text{億円}}{\text{収入}} \right) \times 60\%$



平成25年9月6日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成25年8月20日に公布・施行された梅雨期の豪雨等に係る激甚災害指定の政令について、9月3日にその一部を改正する政令が閣議決定され、本日（9月6日）公布・施行されました。

この改正は、上記の激甚災害指定について、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置を適用する区域を追加するものです。

### I 政令改正の概要

本改正は、次の市町村の区域において、激甚災害指定基準（局激）を満たすことが明らかとなつたため、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の特例措置を適用する区域を追加するものです。

いわてぐんしづくいしちょう しわぐんしづくいしちょう  
岩手県岩手郡雫石町及び紫波郡紫波町

### II 適用される措置の概要

#### 1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法3条、4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします（過去5ヶ年の補助率嵩上げ平均 69% → 84%）。

#### 2. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法24条1項、3項、4項）

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### III スケジュール

9月3日（火） 閣 議 決 定  
9月6日（金） 公 布 ・ 施 行

**平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による  
激甚災害関係施設等の災害復旧事業費の査定見込額について**

**公共土木施設等**

※9月2日時点

**<局激>**

市町村名	査定見込額	早期局激 <sup>*</sup> 基準額
岩手県雫石町	25. 6億円	19. 7億円（局激基準（イ）×2） 7. 9億円（局激基準（ロ）×2）
岩手県紫波町	13. 4億円	11. 5億円（局激基準（ロ）×2）

※ 査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害（基準の2倍超）については、災害の都度指定（いわゆる早期局激）。

(参考：局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害（但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件）

(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50%  
(査定事業費が1,000万円未満のものを除く)

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20%

(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20% +  $\left( \text{当該市町村の標準税収入} - 50 \text{ 億円} \right) \times 60\%$

平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一部を改正する政令新旧対照条文）

- 平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第二百三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>激 甚 災 害</th><th>適用すべき措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴雨による災害</td><td>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに岩手県岩手郡雫石町及び紫波郡紫波町、山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市及び萩市の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</td></tr></tbody></table>	激 甚 災 害	適用すべき措置	平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに岩手県岩手郡雫石町及び紫波郡紫波町、山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市及び萩市の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置	<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>激 甚 災 害</th><th>適用すべき措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴雨による災害</td><td>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市及び萩市の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</td></tr></tbody></table>	激 甚 災 害	適用すべき措置	平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市及び萩市の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
激 甚 災 害	適用すべき措置								
平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに岩手県岩手郡雫石町及び紫波郡紫波町、山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市及び萩市の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置								
激 甚 災 害	適用すべき措置								
平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市及び萩市の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置								
<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線及び梅雨前線の消滅に引き続く暖湿気の流入によるものをいう。</p> <p>二 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第四号及び同年台風第七号によるものをいう。</p>	<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線及び梅雨前線の消滅に引き続く暖湿気の流入によるものをいう。</p> <p>二 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第四号及び同年台風第七号によるものをいう。</p>								

政令第二百三十九号

平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害(jin)に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害(jin)に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに岩手県岩手郡雫石町

及び紫波郡紫波町、山形県西村山郡西川町、島根

県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市及び萩市の

区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四

条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に

規定する措置

#### 備考

- 一 上欄の豪雨とは、梅雨前線及び梅雨前線の消滅に引き続く暖湿気の流入によるものをいう。
- 二 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第四号及び同年台風第七号によるものをいう。

#### (都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害(jigen)に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附  
則

この政令は、公布の日から施行する。